

福島市告示第23号

福島市農業委員会の委員選任に関する規則（平成28年12月26日規則第78号）第5条第3項の規定により、福島市農業委員の推薦及び募集について、別紙のとおり公示する。

令和8年2月2日

福島市長 馬場 雄基

【 福島市農業委員・農地利用最適化推進委員 募集要領 】

農業委員会等に関する法律第9条及び第17条並びに19条に基づき、農業委員（以下「委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を募集する。

1 主な活動内容、定数

	項 目	農業委員	推進委員
①	総会における法令業務の許可、決定等 ※毎月、各区域での会議を開催した後、18日頃総会を開催	●	—
②	総会に出席し、農地等利用の最適化の推進について意見を述べる。	—	●
③	農地等の権利移動・転用許可等に係る現地調査等	●	●
④	農地等利用最適化推進指針の策定・変更	●	—
⑤	農地等利用最適化推進指針の策定・変更に関して、意見を述べる。	—	●
⑥	上記指針を踏まえた農地等利用の最適化のための現場活動 a 担い手への農地利用の集積・集約化 （あっせん活動や集落での話し合い活動など） b 耕作放棄地の発生防止・解消 c 新規参入の促進 ※最適化活動の目標に沿った現場活動 活動の点検・評価を実施	●	●
⑦	農地等利用最適化推進施策の改善に関して行政機関に提出する意見の決定	●	—
⑧	日常業務の中での農地パトロール	●	●
⑨	農地の利用状況調査（農地法第30条調査）	●	●
⑩	農地の利用意向調査（農地法第32条調査）	●	●
⑪	地域計画および目標地図の更新	●	●
定数	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">農業委員</div> 24人 *区域の設定はない。	36人 区域図を参照 （資料P4）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">推進委員</div> ・福島区域 4人 ・北福島区域 6人 ・須南区域 5人 ・飯坂区域 5人 ・松川区域 7人 ・信夫区域 4人 ・吾妻区域 5人 各区域の定数

※委員・推進委員両方に推薦・応募できるが、両方を兼ねることはできない。

※推進委員は、活動区域を指定して推薦・応募する。

2 任 期 委 員：令和8年7月20日～令和11年7月19日
 推進委員：農業委員会が委嘱した日～令和11年7月19日

3 身 分 福島市の特別職の非常勤職員（委員・推進委員共通）

4 報 酬 月額48,300円（委員・推進委員共通）
※農業委員会会長及び会長職務代理者は別途規定

5 募集方法

募 集 方 法	使 用 様 式	
	委員	推進委員
① 個人による推薦※	【別紙1】	【別紙4】
② 団体・法人による推薦	【別紙2】	【別紙5】
③ 個人による応募	【別紙3】	【別紙6】

※個人による推薦の場合は、推薦を受ける者の3親等内の親族を除いた3名連名による推薦

6 委員・推進委員資格

- (1) 委員の候補者になれる者
 - ① 市内に住所を有する者、市内に勤務する者または本市農業に関する識見を有する者
 - ② 農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる者
- (2) 推進委員の候補者になれる者
 - ① 市内に住所を有する者、市内に勤務する者または本市の農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
- (3) 委員・推進委員の候補者になれない者
 - ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 地方公務員（一般職の職員に限る。）または国家公務員
 - ④ 暴力団若しくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者
 - ⑤ 市税を滞納している者（過年度分）

7 募集期間及び提出方法（委員・推進委員共通）

- (1) 推薦・応募書類・関係用紙は、農業企画課、農業委員会事務局に備え付ける。
ホームページからも福島市オンライン申請及びダウンロードを受け付ける。
- (2) 募 集 期 間 ・ 令和8年2月9日（月）から3月9日（月）【必着】
※推薦、応募が定員に満たない場合は募集期間を延長する場合がある。
- (3) 提 出 方 法 ・ 推薦、応募用紙は、募集期間内に福島市オンライン申請か、下記まで直接持参か、郵送（3月9日必着）で提出。
- (4) 提 出 書 類 ・ 推薦書、または応募用紙
・ 推薦を受ける者、または応募者の住民票（発行後3か月以内で、本人のみ、本籍地、筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）
・ 団体または法人による推薦の場合は、会則や規約など組織の設置目的が記載されているもの
・ 承諾書

(5) 提出先 農業企画課 または 農業委員会事務局

8 選考方法（委員・推進委員共通）

提出のあった書類の審査及び評価によって候補者を決定した後、委員は市長が市議会の同意を得て任命し、推進委員は農業委員会が委嘱する。

※委員については、認定農業者が過半数を占めることを原則として、年齢、性別の偏りに考慮しながら、農業経営や地域活動も含めた内容について評価し、候補者を決定する。

9 候補者選考結果（委員・推進委員共通）

令和8年4月下旬以降に推薦・応募者に書面にて通知する。

※個人推薦者3名については、記載筆頭者へ送付する。

10 応募状況の公表

募集期間中、募集終了後の2回、ホームページにて下記に関する事項を公表する。

〔委員及び推進委員 共通事項〕

- ① 推薦をする者（個人）については、「氏名」、「職業」、「年齢」及び「性別」
- ② 推薦をする者（団体または法人）については、「名称」、「目的」、「代表者職氏名」、「構成員数」及び「構成員資格」
- ③ 推薦を受ける者または応募する者については、「氏名」、「職業」、「年齢」、「性別」、「経歴」及び「農業経営の状況」
- ④ 推薦または応募の理由

〔委員における事項〕

- ① 推薦を受ける者または応募する者が認定農業者であるか否か
- ② 推薦を受ける者または応募する者が、推進委員に推薦されているまたは応募しているか否か
- ③ 推薦を受けた者及び応募した者の数並びにそのうちの認定農業者等の数

〔推進委員における事項〕

- ① 推薦を受ける者または応募する者の推薦または希望担当区域
- ② 推薦を受ける者または応募する者が、委員に推薦されているまたは応募しているか否か
- ③ 推薦を受けた者及び応募した者の数

【 農地利用最適化推進委員 担当区域 】

